

返戻金制度について

◇返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が自己都合により6か月未満の本人都合による退社で

雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- (1) 入社後1ヶ月未満に雇用契約が終了した場合80%を返還するものとする
- (2) 入社後1ヶ月超3ヶ月未満に雇用契約が終了した場合50%を返還するものとする
- (3) 入社後3ヶ月超6ヶ月未満に雇用契約が終了した場合10%を返還するものとする

なお、被採用者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限られない）は、上記の報酬返還は適用されない。また、被採用者が、採用日以前に派遣などの形態で求人者において職務遂行経験があった場合であっても、上記の報酬返還は適用されない。

株式会社リバース

有料職業紹介事業許可番号／27-ユ-303003